

第73回 東海高等学校総合体育大会 ヨット競技大会

会 場 豊田自動織機 海陽ヨットハーバー・同沖合
〒443-0014 蒲郡市海陽町 1-7 TEL : 0533-59-8851
期 日 令和8年6月20日(土)～21日(日)
主 催 東海高等学校体育連盟、愛知・静岡・岐阜・三重 各県教育委員会
愛知県ヨット連盟

実施要項

略語

[SP]は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

[NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1 を変更している。

1. 適用規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2025-2028』（以下 RRS という）に定義された「規則」を適用する。
- 1.2 『東海高等学校総合体育大会 要項』を適用する。
- 1.3 本実施要項を適用する。
- 1.4 付則 P を適用する。
- 1.5 付則 T を適用する。
- 1.6 420 級クラス規則の D4.2.3 及び、C2.1.3 及び、C2.1.2 を次のように変更し適用する。
 - ア 任意でマストトップへ浮力体を取り付けられる。
 - イ クラス協会の会員である必要はない。
 - ウ 乗員は4名まで登録できる。
- 1.7 ILCA6 級は、マストトップに着脱可能な浮力体を取り付けても良い。形状は球形に限り、1か所のロープで取り付けなければならない。ただし、コンディションにより、付けた外したりしてもよい。
- 1.8 曳航ロープについて
 - ア 420 級については 420 クラス規則のとおりとする。
 - イ ILCA6 級については、直径 6mm 以上、長さ 5m 以上の曳航ロープをバウアイにつけておかなければならない。

2. 大会中止（延期）の条件

東海高等体育連盟により中止（延期）の通知があった場合

3 参加資格

- 3.1 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- 3.2 選手は、愛知・静岡・岐阜・三重の各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により東海高等学校総合体育大会の参加資格を得たものに限る。
- 3.3 年齢は平成19（2007）年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- 3.4 チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- 3.5 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- 3.6 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。
- 3.7 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- 3.8 参加資格の特例
 - ア 3.1、3.2 に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について別途に定める規定に従い、大会参加を認める。
 - イ 3.3 の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技3回までとする。
- 3.9 令和7年度日本セーリング連盟メンバー登録を完了しているもの。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア （公財）全国高等学校体育連盟の目的を理解し、尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、各県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、東海大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営

が適切であること。

(2) 大会参加に際して守るべき条件

ア 東海高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合せ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

4. 参加制限

4.1 各種目、それぞれ各県8艇以内とする。

4.2 1校あたりの出場艇数は、各種目2艇以内とする。

4.3 艇ごとに選手登録を行い、複数の艇に同一選手の登録はできない。

4.4 男子・女子420級の登録選手は1艇4名以内とし、1チームを構成する。チーム内での各レースのスキッパー、クルーの分担は任意である。また、男子・女子ILCA6級の登録選手数は1艇1名とする。なお、選手登録の変更は原則として認めない。

5. 引率・監督

5.1 引率責任者は、校長の認める当該校の職員とし、選手全ての行動に責任を負うものとする。

5.2 監督は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とし、その写しを参加申込書に添付すること。

6. レース艇

6.1 使用する艇については、学校の所有あるいは各学校の責任においてチャーターした艇でなければならない。

6.2 セール番号は参加申込時に登録し、それ以降の変更は原則認めない。

6.3 同一のセール番号を複数の艇に使用することはできない。

6.4 艇体番号は受付時に登録し、原則としてそれ以降の変更を認めない。

6.5 各種目男女を判別するために女子エントリーの艇は、メインセールにひし形の赤色のマークを別添のとおりにつけなければならない。なお、ひし形の赤色のマークについては受付時に配布する。

7. 帆走指示書

7.1 帆走指示書は6月10日（水）までに愛知県高等学校体育連盟HPに掲載する。

7.2 帆走指示書の内容に関する質問は、6月12日（金）までに文書または電子メールにて受け付ける。また、その回答は20日のブリーフィングまでに公式掲示板（LINEオープンチャット「以下チャットという」）に掲載する。

8. 参加申込

各校で「参加申込書」を作成し、各県高体連の指示に従い申し込みをする。併せて、同電子ファイルを期限までに下記問い合わせ先のメールアドレスまで、電子メールで送信すること。

【問い合わせ先】

愛知県高等学校体育連盟 ヨット専門部 室 ありさ
〒447-0871 愛知県碧南市向陽町 4-12 愛知県立碧南高等学校内
TEL : 0566-41-2564 FAX : 0566-42-9609
メール送信先アドレス : muro8971@aichi-c.ed.jp
※ 電子ファイル申込期限 令和8年6月10日(水)正午必着

9. 参加料

- 9.1 大会参加料 2,000 円/人を各県高体連で定められた期日までに指定された口座に振り込むこと。
- 9.2 令和8年度全国高等学校体育連盟(ヨット専門部)分担金/校を受付時に支払うこと。

10. 受付

- 10.1 受付は、19日(金)11:00以降、海陽ヨットハーバー西棟事務室に開設される。
- 10.2 受付時に以下の物を持参、提出すること。
 - ア 前回優勝校は優勝旗、優勝盾
 - イ 2026年度日本セーリング連盟会員証の写し
 - ウ 420級の計測証明書(17.2の場合、艇体、セイルの計測証明書)
 - エ 令和8年度全国高等学校体育連盟(ヨット専門部)分担金 1校 2,000円

11. 競技日程

11.1 競技日程については以下の通りとする。

第1日目 6月20日(土)	8:00~8:30	受付
	8:45	開会式・ブリーフィング
	9:55	420級第1レース予告信号
	10:00	ILCA6級第1レース予告信号 引き続きレースを実施し、各種目4レースを予定している。
第2日目 6月21日(日)	8:30	ブリーフィング
	9:25	その日の最初のクラスのレース予告信号 引き続きレースを実施し、各種目2レースを予定している。
	15:30(予定)	閉会式

- 11.2 レースは、男子420級、ILCA6級及び女子420級、ILCA6級(以下「各種目」という)各6レースを予定している。但し、各種目が成立するためには、レースが1回以上成立しなければならない。
- 11.3 レース日程の変更は、それが発行する前日の18:00までにチャットに掲示される。
- 11.4 6月21日のレースは13:00より後に予告信号は発しない。

12. レース・エリア

添付図 A に海陽ヨットハーバー沖合のレース・エリアの位置を示している。

13. コース

添付図Bは、艇が帆走するコース「LR2」を示している。

14. 抗議

RRS70.3(b)に基づき、本大会プロテスト委員会の判決をもって最終とし、上告の権利を否決する。

15. 支援者艇

15.1 大会期間中支援者艇を出艇させる場合、参加申込の際に電子メールによって報告すること。

15.2 支援者艇は、出艇から帰着するまでの間、レース委員会が準備するピンク旗を遠方からも視認できる位置に掲揚しなければならない。

16. 得点

16.1 レースは 420 級、ILCA6 級とともに各クラス男女混合で行う。但し、各クラスの成績は男女別で出すこととする。

16.2 順位は、各種目別に決定する。各種目とも男女の順位については、先頭艇フィニッシュ時刻、フィニッシュ順位、レース終了時間は、男女別に記録される。

16.3 成立したレースが3レース以下の場合、全てのレースにおけるその艇の合計得点とする。成立したレースが4レース以上の場合、その艇の最も悪い得点の1レース分を除外した合計得点とする。

17. 計測

17.1 計測は必要に応じて行うが、計測を行わなくてもクラスルール通りに艇を維持することは、オーナーの責任である。

17.2 装備規則A. 2に留意し、受付時に計測証明書を提示すること。但し、艇体番号とセール番号が異なる場合、双方の計測証明書を提示すること。

18. 賞

18.1 各種目の1位にメダルを授与し、1～3位に賞状を授与する。

18.2 学校対抗競技は、1位にメダル、優勝旗、優勝楯を授与し、1から3位に賞状を授与する。男女別に420級、ILCA6級の確定した順位に対する得点を与え、各校の上位2艇までの合計得点で決定する。「順位に対する得点」とは、1位の得点を参加艇数の値とし、1位下がるごとに1点を減じた得点とする。得点は全ての艇に与える。同点の場合は、420級、ILCA6級のいずれかで、確定した順位が最も良い学校を上位とする。それでも、序列が付かない場合は、420級の順位が良い学校を上位とする。

19. 責任の否認

19.1 大会期間より前の練習については、主催者は一切の責任を負わない。

19.2 競技中の疾病障害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。

20. リスク・ステートメント

規則3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに、合意し認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

21. その他

21.1 艇の搬入について海陽ヨットハーバーに搬入後は速やかに海陽ヨットハーバー事務所で所定の手続きを行うこと。

21.2 搬入後は海陽ヨットハーバー職員の指示に従い決められた場所に艇を置くこと。

21.3 19日以前の艇の搬入は各校にて利用料をセンターに支払うこと。また、支援艇に関わる施設使用料等は各校でしはらうこと。

21.4 大会前（19日以前）に事前練習を行う場合は各校の責任においておこなうこと。救助体制は各校で責任を持って整えること。練習時間、練習海域等は海陽ヨットハーバーの利用規定に従うこと。

21.5 海陽ヨットハーバー敷地内及び沖では、海陽ヨットハーバー職員の指示に必ず従うこと。

21.6 競技者への通告は、LINEのオープンチャットを利用する予定である。

添付図 A

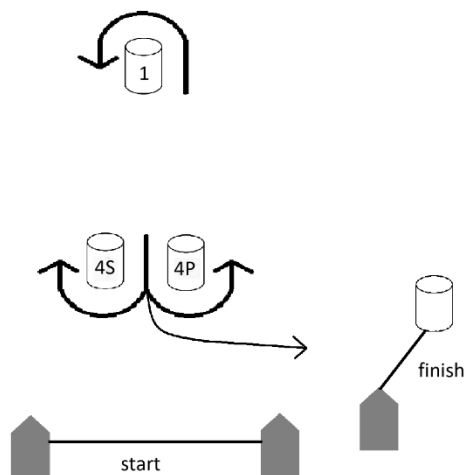
レース・エリア図



添付図 B

コース図

LR2 : start - 1 - 4S/4P - 1 - 4P - finish



* * * * * 以下は、競技要項に含まない一般情報である * * * * *

- 1 選手は健康保険証を持参すること。
- 2 ILCA6については豊田自動織機海陽ヨットハーバーでレンタルすることができる。
(セール.スパー. ラダー. センター. ティラー/エクステンションを含む。シート類は持参を推奨)
レンタルを希望する競技者は個別に豊田自動織機海陽ヨットハーバーに申し込む事。

学生・生徒(減免措置) 4,190円/日

- 3 大会期間中に海陽ヨットハーバーに支払う持ち込み料、給水料は次の通り。

持ち込み料 480円/日・艇 給水料 150円/日・艇

第 73 回 東海高等学校総合体育大会 ヨット競技

帆走指示書 (SI)

帆走指示書 (SI) の規則中の[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは RRS 60.1 を変更している。

帆走指示書 (SI) の規則中の[SP]の表記は、規則違反に対する標準的なペナルティーが、レース委員会またはテクニカル委員会によって、審問なしに課される可能性があることを意味する。これは RRS A5 を変更している。

1 帆走指示書の変更

- 1.1 帆走指示書の変更は、公式掲示板 (LINE を使用したオープンチャット) に掲載する。) 。
- ただし、予告信号前にレース委員会艇に L 旗を掲げ、口頭で通告することにより、水上で行われることがある

2 競技者とのコミュニケーション

- 2.1 競技者への通告は、公式掲示板 (LINE を使用したオープンチャット) に掲示される。
- 2.2 [DP] レース中、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

3 行動規範

- 3.1 [DP][NP] 競技者および支援者は、レース委員会からの妥当な要求に応じなければならない。

4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、海陽ヨットハーバーに設置された信号柱に掲揚される。
- 4.2 [DP] 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「艇は、この信号が発せられるまで出艇してはならない」ことを意味する。
- 予告信号は、予定された時刻より前、または D 旗が掲揚された後 30 分より前には発せられない。

5 レース日程

- 5.1 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

6 クラス旗

- 6.1 クラス旗は、以下のとおりとする。
- 420 級 : 「420 旗」 (白地に青色文字)
- ILCA6 級 : 「レーザーラジアル旗」 (緑色地に赤色エンブレム)

7 コース

- 7.1 NoR 付属文書「コース図」は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 7.2 予告信号以前にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

8 マーク

- 8.1 マークは、以下のとおりとする。

マーク 1、4 s、4 p はオレンジ色の円筒形ブイとする。

スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

フィニッシュ・マークはレース委員会艇と、近くのオレンジ色の円筒形ブイとする。

- 8.2 SI 10.1 に規定される新しいマークは、蛍光黄色の円柱形ブイとする。

9 スタート

- 9.1 420 級、ILCA6 級ともに、男子と女子は、同時スタートとする。
- 9.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端にある委員会艇のオレンジ旗を掲揚しているポールとの間とする。
- 9.3 [DP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 9.4 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは RRS A 5 を変更している。

10 コースの次のレグの変更

- 10.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

11 フィニッシュ

- 11.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚したポールと近くのフィニッシュ・マークの間とする。

12 ペナルティー方式

- 12.1 クラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる。

- 12.2 標準ペナルティー・ガイドラインは、6月20日(土)までに掲載される。
- 12.3 標準ペナルティーが課せられた艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは RRS A10 を変更している。
- 12.4 付則 T1 に基づく「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは RRS A10 を変更している。

13 タイム・リミットとターゲット・タイム

- 13.1 マーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミット (RRS 35 参照)、フィニッシュ・ウインドウおよびターゲット・タイムを下表に示す。

	マーク1のタイム・リミット	レース・タイム・リミット	フィニッシュ・ウインドウ	ターゲット・タイム
420 級	25 分	60 分	10 分	40 分
ILCA6 級	25 分	70 分	10 分	45 分

- 13.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 13.3 フィニッシュ・ウインドウとは、最初の艇がコースを帆走した後、艇がフィニッシュする時間のことである。フィニッシュ・ウインドウ内にコースを帆走できなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」(DNF)と記録される。これは、RRS 35、A 5.1、A 5.2 を変更している。
- 13.4 フィニッシュ・ウインドウは、男女別に時間を定める。
- 13.5 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61 を変更している。

14 審問要求

- 14.1 抗議締切時刻は、そのクラスのその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。
- 14.2 審問要求書の様式は、海陽ヨットハーバー西棟にあるレース・オフィスで入手できる。
- 14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問は、海陽ヨットハーバー西棟にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 14.4 審問の再開要求は判決を通告された翌日の8:30、大会最終日は判決を通告されて20分以内に提出されなければならない。これは RRS 63.7 を変更している。
- 14.5 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。

15 出艇・帰着・リタイア申告

- 15.1 [SP][NP]出艇、着艇、リタイア申告は署名方式で行う。出艇しようとする選手は、8:00 から D 旗掲揚 15 分後までの間に、西棟の事務室前にある用紙に署名をして出艇しなければならない。帰着申告も同様の方式で、遅くとも該当クラスの抗議締切時刻までに行わなければならない。
リタイア申告については出艇前あるいは、帰着後ただちに申告しなければならない。
- 15.2 [SP][NP]レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、再度 SI3.1 の通り出艇申告をしなければならない。
- 15.3 レースからリタイアする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、最初の適切な機会にレース委員会に伝えること。

16 安全規定

- 16.1 RRS 40.1 を適用する。
- 16.2 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して、片手を高く上げて左右に大きく振り、合図を送ること。
- 16.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制的な救助を行うことができる。これは艇による救助要求の根拠とはならない。これは規則 61.1(a)を変更している。
- 16.4 [DP][NP]「H 旗の上に AP 旗」、「A 旗の上に AP 旗」、「H 旗の上に N 旗」または「A 旗の上に N 旗」が掲揚された場合、艇は速やかに帰着しなければならない。

17 [DP][NP]乗員の交代と装備の交換

- 17.1 乗員の交代を行う際は、レース委員会に口頭で伝えなければならない。
- 17.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適切な機会に、口頭によりレース委員会に行わなければならない。

18 運営船

- 18.1 運営船は、識別のため以下の旗を掲揚する。
レース委員会船 : 白色旗
プロテスト委員会船 : 赤色地の「PROTEST」旗

19 [DP] 支援チーム

- 19.1 支援者艇を出航させる際は、陸上本部にて出艇申告を行わなければならない。また、帰着の際も帰着申告を同様の方式で行うものとする。
SI4.2 に規定する「D 旗」には、支援者艇も従わなければならない。
- 19.2 支援者艇は、最初のスタートの準備信号から、すべての艇がフィニッシュ、もしくはリタイアする、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアから 100m 以上外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。

- 19.3** レース委員会は、レース委員会艇に「ピンク旗」を掲揚したうえで、支援者艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI19.2及び19.4は適用されない。支援者艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯し、指定されたチャンネルを常に受信していること。
- 19.4** 支援者艇に乗艇する全ての要員は、競技艇の帆走に影響する行動をとってはならない。これは支援者艇による引き波にも適用される
- 19.5** 支援者船は、レース委員会から貸与されたピンク旗を掲揚すること。

20 ごみの処分

- 20.1** ごみは、運営船または支援者船に渡してもよい。